

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌コンサートホール音響監修等業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	株式会社永田音響設計
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌コンサートホール改修工事等に伴い、音響環境に著しい変化を及ぼすことがないよう、2019年度に実施する各種実施設計において、音響に係る監修を行うとともに、現在施設が有する音響性能のデータ収集のため、対象室の音響測定を行うものである。</p> <p>各種実施設計を行う設計業者には音響に関する専門知識がない中で、確実にホール等の音響環境を維持するためには、キタラの音響環境に精通し、改修工事に伴う内部設備等の変化による音響への影響の有無等について、確認や助言を行える事業者の協力を得ることが必要不可欠である。</p> <p>株式会社永田音響設計は、札幌コンサートホールの建築当初に共同設計者として建築音響設計に携わり、当初の設計ノウハウを持ち施設の音響特性を熟知している唯一の業者である。また、日本国内はもとより世界レベルの音楽ホールを含む劇場音楽設計の多くの実績を持った業者である。</p> <p>以上のことから、本業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、特定随意契約とするものである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年4月11日